

資料４．海外主要国のP R T R制度の概要

国名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
アメリカ	T R I (有害物質排出目録)	6 6 7	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量で裾切り)	個別データ及び集計データを公表	1 9 8 6
カナダ	N P R I (全国汚染物質排出目録)	2 7 3	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量で裾切り)	個別データ及び集計データを公表	1 9 9 3
オーストラリア	N P I (全国汚染物質目録)	9 0	製造業等 (年間取扱量で裾切り)	個別データ及び集計データを公表	1 9 9 8
イギリス	P I (汚染目録)	1 8 3	製造業等(業種指定。年間排出量で裾切り)	個別データを公表	1 9 9 1
オランダ	I E I (個別物質排出目録)	1 8 0	環境管理法上の許可が必要とされる施設等	集計データを公表 (個別データも閲覧可能)	1 9 7 6
日本	P R T R (化学物質排出移動量届出制度)	3 5 4	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量で裾切り)	集計データを公表(個別データは請求により開示)	2 0 0 1

205

(参考)他のO E C D加盟国の状況

ベルギー(1993年～ 大気 63物質・水質 162物質)、デンマーク(1989年～ 300物質)、フィンランド(1988年～ 50物質)、
 アイルランド(1995年～)、イタリア(1995年～)、韓国(1999年～ 80物質)、メキシコ(1997年～ 191物質)、
 ノルウェー(1992年～ 250物質)、スロバキア(1998年～ 200物質)、スイス(2001年～ 50物質)

各種資料より作成